

民生委員・Aさんの場合



一人暮らしのBさんを訪ねたら、玄関に見慣れない箱の山。聞くと、訪問販売で買った健康食品を数日前から飲み始めたそうです。「すごく効くんだってさ。1年分契約したよ」と、Bさんは嬉しそうに言います。

それにしても、こんなにたくさん必要なのでしょうか。一度にいくら払ったのかも気になります。私は、Bさんの気分を害さないよう、こう切り出しました。

「まとめ買いって、1個ずつ買うより そんなにお得ですか？」

「だって、そのほうが絶対に得だって言うから。でも、1個あたりの値段までは…」

Bさんによく事情を聞くと、「試しに飲んでみたかった。契約は取り消したい」とのこと。消費者センターへの相談を勧めましたが、一人では不安だと言うので、私も一緒に行くことにしました。

その後の対応

翌日、私はBさんに同行。消費者センター相談員の助言に従い、Bさんはクーリング・オフのはがきを出しました。一方で、相談員はこの販売会社と交渉。結局、飲んだ1個分だけBさんが買い取ることにし、未使用分は着払いで返品。その後Bさんには代金が戻りました。

※参照法令：特定商取引法第7・9条、薬事法
札幌市消費生活条例第22条

POINT!

気づきのポイント

- ① 訪問時に見慣れないたくさんの段ボール箱や商品を見つけたら、話題にしてみましょう。
- ② 健康食品は医薬品と違い、薬効をうたった販売は禁じられています。「〇〇に効く」という言葉につられ、高額な契約をしていないか確認しましょう。
- ③ 認知症などで判断が低下している場合は、特に目配りが必要です。至急、家族に連絡し、地域包括支援センターに相談しましょう。

この健康食品、 まとめ買いすると 得なんだ。

